

一  
般

RB'-0542

0007

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



に、協定が成立した。一般協定に関する分を第一協定、米協定に、日本銀行の印度支那間決済様式に関する交換公文」並「附屬了解事項」

その後更に協定は変化し、金兌換の性質を有する自由円による従来の決済様式は、実質に則しなくなつたため、これに代る新方法を確立する必要に迫られたので、一九四二年一月二十日、日印協定（父印政府と並に附屬了解事項を協定し、特別円による決済の度）を貿易上及貿易外の一切の支拂（車費調達を含む）に適用するに於て、印度支那銀行間「第三協定」

十日第三協定が締結された。これによつて一九四三年三月二日以前に締結された協定は、第一協定に適用せられた。

第一協定を除いて他の協定は一本にまとめられた。採用せられた。

第二協定は、印度支那銀行間「第一協定」に適用せられた。

第三協定は、米協定に適用せられた。

第四協定は、米協定に適用せられた。

第五協定は、米協定に適用せられた。

第六協定は、米協定に適用せられた。

第七協定は、米協定に適用せられた。

第八協定は、米協定に適用せられた。

第九協定は、米協定に適用せられた。

第十協定は、米協定に適用せられた。

第十一協定は、米協定に適用せられた。

第十二協定は、米協定に適用せられた。

第十三協定は、米協定に適用せられた。

第十四協定は、米協定に適用せられた。

第十五協定は、米協定に適用せられた。

第十六協定は、米協定に適用せられた。

第十七協定は、米協定に適用せられた。

第十八協定は、米協定に適用せられた。

第十九協定は、米協定に適用せられた。

第二十協定は、米協定に適用せられた。

第二十一協定は、米協定に適用せられた。

第二十二協定は、米協定に適用せられた。

第二十三協定は、米協定に適用せられた。

第二十四協定は、米協定に適用せられた。

第二十五協定は、米協定に適用せられた。

第二十六協定は、米協定に適用せられた。

第二十七協定は、米協定に適用せられた。

第二十八協定は、米協定に適用せられた。

第二十九協定は、米協定に適用せられた。

第三十協定は、米協定に適用せられた。

第三十一協定は、米協定に適用せられた。

第三十二協定は、米協定に適用せられた。

第三十三協定は、米協定に適用せられた。

第三十四協定は、米協定に適用せられた。

第三十五協定は、米協定に適用せられた。

第三十六協定は、米協定に適用せられた。

第三十七協定は、米協定に適用せられた。

第三十八協定は、米協定に適用せられた。

第三十九協定は、米協定に適用せられた。

第四十協定は、米協定に適用せられた。

第四十一協定は、米協定に適用せられた。

第四十二協定は、米協定に適用せられた。

第四十三協定は、米協定に適用せられた。

第四十四協定は、米協定に適用せられた。

第四十五協定は、米協定に適用せられた。

第四十六協定は、米協定に適用せられた。

第四十七協定は、米協定に適用せられた。

第四十八協定は、米協定に適用せられた。

第四十九協定は、米協定に適用せられた。

第五十協定は、米協定に適用せられた。

第五十一協定は、米協定に適用せられた。

第五十二協定は、米協定に適用せられた。

第五十三協定は、米協定に適用せられた。

第五十四協定は、米協定に適用せられた。

第五十五協定は、米協定に適用せられた。

第五十六協定は、米協定に適用せられた。

第五十七協定は、米協定に適用せられた。

第五十八協定は、米協定に適用せられた。

第五十九協定は、米協定に適用せられた。

第六十協定は、米協定に適用せられた。

第六十一協定は、米協定に適用せられた。

第六十二協定は、米協定に適用せられた。

第六十三協定は、米協定に適用せられた。

第六十四協定は、米協定に適用せられた。

第六十五協定は、米協定に適用せられた。

第六十六協定は、米協定に適用せられた。

第六十七協定は、米協定に適用せられた。

第六十八協定は、米協定に適用せられた。

第六十九協定は、米協定に適用せられた。

第七十協定は、米協定に適用せられた。

第七十一協定は、米協定に適用せられた。

第七十二協定は、米協定に適用せられた。

第七十三協定は、米協定に適用せられた。

第七十四協定は、米協定に適用せられた。

第七十五協定は、米協定に適用せられた。

第七十六協定は、米協定に適用せられた。

第七十七協定は、米協定に適用せられた。

第七十八協定は、米協定に適用せられた。

第七十九協定は、米協定に適用せられた。

第八十協定は、米協定に適用せられた。

第八十一協定は、米協定に適用せられた。

第八十二協定は、米協定に適用せられた。

第八十三協定は、米協定に適用せられた。

第八十四協定は、米協定に適用せられた。

第八十五協定は、米協定に適用せられた。

第八十六協定は、米協定に適用せられた。

第八十七協定は、米協定に適用せられた。

第八十八協定は、米協定に適用せられた。

第八十九協定は、米協定に適用せられた。

第九十協定は、米協定に適用せられた。

第九十一協定は、米協定に適用せられた。

第九十二協定は、米協定に適用せられた。

第九十三協定は、米協定に適用せられた。

第九十四協定は、米協定に適用せられた。

第九十五協定は、米協定に適用せられた。

第九十六協定は、米協定に適用せられた。

第九十七協定は、米協定に適用せられた。

第九十八協定は、米協定に適用せられた。

第九十九協定は、米協定に適用せられた。

第一百協定は、米協定に適用せられた。

二 一般貿易上の代金

従来日本、佛印間の諸取引上の決済は外貨又は外貨轉換を保障された自由円により行われていたが、操作上円滑を欠く弊害が認められたので、日佛協定により貿易上の代金は円対ピアーストルの直接決済により処理せられることとなり、米、ゴムの特殊品を除いた他の品目の輸入代金は、第一協定により正金銀行に開設せられた勘定に記帳せられた。佛印銀行の要求により金に兌換せらるべきものとしていた。その後三協定の成立の結果特別円により決済されることがあり、このため開設された特別円勘定により決済されることがあり、勘定の振替えられた。

佛印より輸入米の代金決済は従来横正金銀行に開設せられた特別の勘定（当初はB勘定一九四一年四月からは米勘定と称せられた）により開設された勘定（乙勘定と称せられた）を通じて処理せられた。従来米勘定（乙勘定）と米勘定（甲勘定）の両方を併用して処理せられた。この乙勘定に貸記された金額は他への流用を禁止せられた。

RB'-0542

0009

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan





十四日に成立した協定に規定せられてゐる。本支拂方法協定に基き、使用料の三分の一が金で三分の二が自由円で支拂わられていたが、第三協定成立の結果、爾後金額特別円で決済されることになつた。金で支拂われた分は現送されず、イヤー・クサレに現在に蓄つてゐる。

徴用船に関する海軍協定第七條は、船舶喪失の場合の補償に關して規定してゐる。日本が徴用した十一隻の船舶は戰時中に全部沈没して了つた。その補償は未だ行われてゐないが、今後当然提起せらるべき問題である。

以上二つの要約

第三協定並第一協定附屬協定成立により、その時に存在した協定上の總ての勦定は、新しく開設せられた特別円勦定に振替えられ、爾後本勦定一本で処理されてきた。

一九四五年三月九日日本が印度支那を軍管理下に置くと同時に印度支那銀行も日本により接管せられるに至つた。上逡してきた勦定の運管は全く同じ方法で継続され終戦に至つた。右特別円勦定に貸記せられて、日本の債務となるべき金額は終戦時一五、二七五、八一八円でゐる。

右の外に、横濱正金銀行の米弗勦定に債務残高が二、〇三五、二〇〇円ある。本勦定は、米弗で支拂われた軍費、並ユム代金の勦定である。

印印所有の分としてイヤマ一クされてある金  
 除し第一協定の勦定以高の五百万円を越えた部分か金により決  
 済されたか、その金は扱送されず、印印所有の金としてイヤマ  
 マ一クされ、日本銀行に保管されたまま現在に至つてゐる。そ  
 の金額内訳は左記の通りである。

記

車費	1,000,000 円	1,000,000 円
ユム代金	1,000,000 円	1,000,000 円
船料	1,000,000 円	1,000,000 円
第一協定	1,000,000 円	1,000,000 円
勦定	1,000,000 円	1,000,000 円

(金一瓦 四四八十七號三三五)





渉外負債調査資料

昭和二十三年八月十九日  
管理局長 経 済 課

概要

太平洋戦争の進展に伴い漸次逼迫せる船腹の補充策としてわが方は佛印政界に對し本國との交通困難のため休航中の在佛印船の荷役方を交渉した。結果として佛印側は應需をえなかつたがその後本國方面の情勢變化によつて佛印側は讓歩し、形式的に本年六月十五日在佛印日本海軍代表堀内六佐と佛印海軍司令官ベナンゼ少將との間に協定が締結せられた。

佛國商船は十一隻で帝國船株式會社がその管理に當り、日本郵船、大阪商船、三井船及び東亞海運の四社がその選航取扱に當つた。なおこの外、佛國船が上海 *Compagnie des Messageries Maritimes* の選航取扱を *Compagnie des Messageries Maritimes* により課請船管理し南洋海運がその選航取扱つた。佛國商船は其の全部が終戦までに沈没喪失した。

取扱つた佛國商船は其の全部が終戦までに沈没喪失した。

附表一 佛國商船は其の全部が終戦までに沈没喪失した。

徴用費用 佛國商船は其の全部が終戦までに沈没喪失した。

左記各船使用料を毎月前拂いするものとす。協定解除返船受渡日時まで使用料が明記されては協定第八項に「追つて」の上條

定書に附屬せしむるものとす。これに基づき締結せられた昭和十七年六月二十四日の協定より「徴用船船に對する使用料は当分の間左記方法をもつて支拂わるものとす。三分の一は正貨をもつて日本銀行佛國政府勘定口座に、三分の二は自由円をもつて印度支那銀行横濱支店佛國政府勘定口座に佛印間の決済の様式に兩する交換公文附屬了解事項第四項において日本國政府による「フランス」國商船徵用に關する基礎協定に定められた支拂の全額は一九四三年一月一日以降之を「特別円勘定」に拂込むことに変更せられた。

右使用料總額は二、四七〇、〇七四円三六錢に達し、その殆んどが支拂済であり未拂額として四六三、六二二円三八錢が残つてゐる。(附表二参照)



船名	月	額	總額	未拂額
アラムニス	一	〇	〇	〇
ダニアン	一	〇	〇	〇
ベルダ	一	〇	〇	〇
リコント	一	〇	〇	〇
カフア	一	〇	〇	〇
ベール	一	〇	〇	〇
エイル	一	〇	〇	〇
チエル	一	〇	〇	〇
ウエル	一	〇	〇	〇
タレン	一	〇	〇	〇
ホレン	一	〇	〇	〇
キン	一	〇	〇	〇
計	一	〇	〇	〇

原船名	日本船名	總噸數	受渡年月日	喪失年月日	取扱者
アラムニス	帝亞丸	一〇〇	一八八〇	一八八〇	日本郵船
ダニアン	帝興丸	一〇〇	一八八〇	一八八〇	大阪商船
ベルダ	帝立丸	一〇〇	一八八〇	一八八〇	三井船
リコント	帝香丸	一〇〇	一八八〇	一八八〇	三井船
カフア	帝楓丸	一〇〇	一八八〇	一八八〇	三井船
ベール	帝北丸	一〇〇	一八八〇	一八八〇	三井船
エイル	帝連丸	一〇〇	一八八〇	一八八〇	東亞海運
チエル	帝春丸	一〇〇	一八八〇	一八八〇	東亞海運
ウエル	帝欣丸	一〇〇	一八八〇	一八八〇	東亞海運
タレン	帝安丸	一〇〇	一八八〇	一八八〇	東亞海運
ホレン	南漁丸	一〇〇	一八八〇	一八八〇	南洋海運

RB'-0542

0014











、戦争開始時期の問題  
 日本が降伏文書に佛艦が戦勝艦として署名していることに就  
 し、佛艦政府が日佛艦間に戦争關係の存在したと云う見解  
 をとつて得ない事は明らかであらう。この点は日本側としても認  
 めざるを得ないであらうが、問題は何時から戦争状態が開始し  
 たかである。  
 ドゴール政府は一九四三年十二月「佛艦は一九四一年十二月  
 七日以來日本と戦争状態にある」旨の宣言を發してゐる。  
 日本がヴィシー政府の合法性正当性を主張する以上、日本と  
 しては少くともヴィシー政府が存在した一九四四年八月までは  
 日佛艦間に戦争關係は存在しなかつたと爲さざるを得ず、一  
 又ドゴール政権の一九四三年十二月の戦争宣言は政府としての  
 資格なきもの宣言として、これに法律効果を認めるわけには  
 いかないのである。  
 以上八如く日佛艦間に戦争關係の存在したと云う見解  
 見の相違が生ずるであらう。そしてこれを解決するのは國際法  
 ではなく、國際政治力である。そしてこれを解決するのは國際法  
 決されるであらうことは略々予想されるところである。  
 佛艦側の主張が通る時は、一般的に云えば、日本の海軍艦  
 れ、それ以後のものには戦争に關連する問題となり、賠償、掠奪

(1) 品返還として取成はれるであらう。  
 のであるが、戦争開始以後は、日本の佛艦に對する計策が  
 が成立すること、従つて佛艦の損害が總て賠償として計策さ  
 れる性質のものではなく、其の中には占領者として認められ  
 るる權利行使の結果が含まれてゐることを指摘せねばならな  
 い。  
 (2) 保釋品返還に關して問題となるのは、被擄船隻と、輸入品  
 との處理である。  
 船隻の擄奪の協定は一九四二年六月十日ヴィシー政府との  
 間に成立したもので故無効となり、従つてこれに基き日本が佛  
 艦の船隻を擄奪した事は不法行為であるとして返還か又は損害  
 賠償が要求されることである。併し敵艦私船を拿捕し得ること  
 とは國際法上確立してゐる。これを捕獲私船を拿捕し得ること  
 得ることも大體認められてゐる。従つて佛艦が主張するであ  
 らうと云ふ日本が佛艦の船隻を捕獲することはい國際法上正当行為  
 と云ふべきである。  
 損害賠償の問題については、佛艦は右の返還、若しくは  
 日本に持込まれたものとして、その返還若しくは損害賠償を  
 要求する供なしとなしなさい。



秘

B'3.12.6

電信写

昭和二八

二一九三

略

本ニューデリー

一月八日一八五〇  
九日〇九五五着

五三

岡崎大臣

西山大使

第一六号

(倭島局長仏印立寄の件)

貴電第四号に關し

倭島より

一、バンコックより往復四日の予定をもつてサイゴンへ立寄ること  
と致すべきにつき仏国側へしかるべく御連絡願いたし。なお、  
サイゴン及びブノンベンの公館開設に關する現在における進行  
状態をバンコック氣付御電示請う。

二、インドネシアにおける折衝は甲斐總領事の意見によるも多少手  
間取るやも知れざるにつき当初の予定に三、四日の余裕を見込  
みおきたきにつきサイゴンへは二十五日頃バンコック出発の飛  
行機を利用することと致したし(仏印行詳細の旅程はバンコッ

記帳済

外務省

この場合は次の点を指摘すべきであらう。  
日本領印に於けるこの事実上の取引關係は全部が不法行為  
となるのではない。船中のには通常の場合に於ても商業的  
行為として行はれたであらう部分がある。この取引は純經濟  
的の問として認められるべきものではなからうか。更に又、  
これら取引の中には日本が占領者として正当に取得出来るも  
のも含んであるものと思ふ。  
(3) 軍費のついでに其の全部が賠償の目的となるのではなく、其  
の實際の用途を察し、占領者としての權利行使の爲に占領  
地の利益の爲に純經濟的方面に使用された分は除外せらる  
べきである。  
(4) 日銀にイママクされてある金地金は、その成立の基礎が無  
効となるならば、原則としては債權のこれに對する所償は  
認めらるべきが、イママクされた金地金の根拠を分析検討し、  
の如き補助金を取引の支拂の分として其の根拠を分析検討し、  
これを要するに日銀同様の手續に於ては、其の根拠を分析検討  
に基く債權の優先は高々考慮して考慮せられる程度であらう  
賠償の決定に於ては、主として考慮せられるべきは、經濟的考慮  
により決定せられるのではなからうか。

RB'-0542

0019

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

**極秘**

次官 條約局長

第三課

経済局長

第二

分類

電 信 案	一 今國の参官サイゴン訪問の際、ポンペン及びグイ エンヤン	往電才九号に宛レ、 係島局長へ、	電送第 538 号 28年1月20日 午後9時 分發 宛 在タイ 名 インドシテ 賄内野に宛テる件	主管 文書課長 参事官 主任 第三課長	昭和 28年 1月 20日 起草
		第一四号	記録件名 周崎大臣	20 30	

外務省

記帳済

電信写

(第一六号の二)

クにて仏印副公使館に連絡すべし。

三、中共関係情報の件につき、木村、板垣と打合せたる結果本官掃  
路香港通過の際、清水参事官を同地に出張せしめ関係者間にて  
萬事打合せることとせるにつき、清水の香港出張許可方御願  
申上ぐ。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、局長、次長、総、人、会、  
連一、三、経四五、条一、情文一、二、審

外務省

RB'-0542

0020

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



往訪の時間があるべきことを然るべくカンボディア合邦ラオス  
 両国政府に通告方在京偉大使館失事官に依頼あり。  
 同参事官は通訳同行の必要があるべしとの意見を述べた。  
 二、ウイエトナム政府と外交使節交換のついでに法合は(在タイ  
 大使館宛書面公使臣三才三号参事官)自降其志なく  
 賠償が問題となるべく、フランスの介入を避ける  
 と共にサイゴンに公使館を緊急開設するに必要とする限状に

電信案

外務省

おいて通定船を洲あり具作には公使館設置の上と  
 通し抑衛する方向に持ち込む様を致したい。  
 三、北川産業海運会社(サルベージ業者)は、ウイエトナム政府  
 上木官通商大臣の委託を受けたと稱するイ・エム・P  
 (Roland)  
 ランゴンの同様に、ウイエトナム國水域にある帆船引揚場の  
 契約を近い近く引揚船北島丸と漁船との懸念である。有  
 疑い無疑にはローランが日本政府の諒解を有する旨

電信案

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0542





極秘

B'3.12.6

電信写

昭和二八 九一八 暗 本 省 一月三十一日二二〇〇發 暹三  
九二二 本 省 二月一日一四五九着

岡崎 大臣 太田 大使

第二一号(館長符号扱)(至急)

(賠償問題に関する件)

倭島より

二十七日より三十日に亘りカンボジア及びベトナムの政府当局並びに仏国側と種々懇談せるところ特に左の点取り敢えず報告申上

ぐ。  
(一)カンボジア及びベトナム政府当局は賠償問題に関し、どの程度研究を進められるや怪しき状況なる処、仏国側よりは未だ殆んど内容等を聞かされ居らざる模様なるが本官との会談において政府首脳者が口を揃えて述べたる点は  
(二)賠償問題の正式交渉が開始せられざる限り公使館設置には同

記帳済

外務省

電信案

外務省

一、引揚船は、あまに對する、グイエトナムの入込査証取付け  
次第、兩三日中ら、出資の豫定。  
旅券、下附の手続は完了せしめ居り  
二、グイエトナム政府は本件について極めて好意的であり今後トランプ  
が起ることを望み。  
三、グイエトナム例の監督機關は、爲替、土木、軍関係の係官  
にも掃み入り、、波船引揚船委員会と見る見込。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0542

0023



（第二一七号の二）

電信写

意し難きこと。

(i) 賠償交渉は仏印三國と仏國との四ヶ國にて日本に當ることと決り居れること。

(ii) 仏國側の話によれば三國關係の戦争損害及び右三國の領域内にありたる仏國の財産等に關する戦争損害については既に一應の計数的調査を終り目下パリにて検討をなしており、後二、三週尚て日本側と話を始め得る運びとなりつつある趣なり、尙右損害に關しその中には人命の損失等も勘定に入れられ居れる由なりしに右に對する我方の見解を述べ置けり。

(iii) 仏國政府より本官と交渉すべしとの訓令に基く趣をもつて現地仏國側より採り上げたる問題は仏印戦争にて使用すべき軍需品にして目下日本にてプロセスせられ居るものの経費の支払を第十四条に基く加工の一部として日本側にて認めてもらえるや否

外務省

（第二一七号の三）

電信写

やの件なり右に對しては日本政府に報告するとの趣旨のみを答え何等コミットするが如きことを避けおけり

(i) 國會にてより得たる本官の印象によれば

(ii) 三國側は全く仏國の指導に従ひあり

(iii) 而も仏國側は賠償交渉を正式に開始せざる限り公館の設置には事実上同意し難しとの立場を三國側にて採らしめ公館設置を種に賠償問題を有利に導びかんとし

(iv) 且つ更に右最初の正式交渉に於ては少くとも現在日本にて加工し居れる軍需品の加工を第十四条の加工の一部として認めらる趣旨並びに北川サルベージ關係より生ずるスクラップを軍用品に加工する趣旨等を含む中間賠償協定を成立せしむることを企圖し居れるもの如し、尙我國との賠償交渉に當り仏國側が果して仏國政府として仏印三國とすらび我國と交渉し得る立場にあるや否やの点に關し第十四条(一)の Whole present

外務省

電信写

(第一二二号の四)

territories の建前上多大の疑問あることを指摘し置きたるに  
この点につき仏国側は寝耳に水の如きリアクションを示し速  
かに本国政府とも相談する旨を述べ居りたり。

(了)

記布先 大臣、次官、官房長、アジア、経済、条約各局長、大  
野参事官、歐参、亜三

外務省

寫

電三第三九号

書簡をもつて啓上します。本大臣は日本政府とヴィエトナム、カ  
ンボディア及びブッオス三國政府との間における外交關係樹立に關す  
る一九五三年一月九日付貴國を受領した電通報するの光榮を有しま  
す。

本大臣は、日本政府はインドシナ三國政府との外交關係樹立に對  
するその申入れに對し右三國政府よりそれぞれ好意的回答を受け  
たことを多とし、三國政府が東京に公使館を設置することを歓迎し、  
又公使館設置のため事前に特別使節を派遣せられる計画があるなら  
ば、右使節に凡ゆる便宜を与えるものなることを閣下が右三國政府  
に御伝達あらんことを希望します。  
なお、その際閣下がヴィエトナム政府に對しては、日本政府がサ  
イゴンに公使館を設置する準備のため数名の外務省員を最近の機会  
に派遣する計画を有する點右に對する同國政府の意向を承知したく

別添  
(二)

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0542

0025

又カンボディア政府に対しては、日本政府が本年四月一日以降出来  
 るだけ早くフノンペンに公使館を設置するため準備を進めたい希望  
 を有することをあわせて御伝達あらんことを希望します。  
 右甲し進めますとともに本大臣はフランス政府が日本とインドシ  
 ナ三國との間の公式關係樹立を歓迎する旨言及せられたることを感  
 謝し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

昭和二十八年二月十二日

外務大臣 岡崎 勝 男

フランス特命全權大使  
 モーリス・ドワジャン 閣下

発信用執務用 主信 1 1 2 附甲 乙 丙 丁 風 備考		文書課長 文書課長 文書課長	
文書課 發送日 昭和廿八年六月五日 主 任 第三課長 号 昭和 廿八年 六月 五日 日附 附屬		受 信 人 名 在佛 西村 大使 岡崎 大臣	
先付送写 佛側の提出した対日賠償リストの送附に関する件 5		記 録 名 件 135	
公 信 案 在インドシナ三國の対日賠償リスト(字)一部を別添送附す		外 務 省 28.6.-4	

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0542

0026



本リストの医療器具の部分は  
原案に  
王佐殿中

公 信 案

外 務 省

五月三十日

なお本リストの性格に、アシア局長がルジエセル棉を事務官  
に問ひ質したと云ふ。同事務官は(1)以前トジャン大使が岡崎  
大臣と賠償に、(2)詰まつた際、岡崎大臣より(参考のため)前  
リストを提出方を此の如くしたので提出したものである。(2)これ  
ら品は(原案)は原材料は提供する筈である。(1)本リスト  
はまた非公式のもので、日米側で研究の上、可能性に、(2)の

公 信 案

外 務 省

註がなければ、その上ご公式のものとする予定である。と回答し  
て、(2)の(原案)本件の取扱方に、(2)は十分の注意を拂われない。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0542

0027

28.8.27  
 アジア局長  
 第二課長  
 日・仏印三國間賠償問題につき在京中日大使館  
 館長の照会に関する件  
 一本二十五日午後四時四十分在本邦中国大使館  
 一等書記官より四軍に「あり用件」に「り」片山  
 務主任の会いたい旨の電話連絡があり、午後五時  
 課片山を来訪、日・仏印三國間賠償交渉に  
 つき差支えなければ左の如き点に関する情報を

先方より信託あり。筆  
 筆をえんない範圍  
 で三三三三三三三三  
 三三三三三三三三  
 三三三三三三三三  
 三三三三三三三三

28.8.26  
 アジア局  
 第一課

収

得たい旨申出があり、実は石は楊公使より数日  
 前から命ぜられていたことであると語った。  
 (形式的には) それに  
 (1) 最近仏印三國はフランスから独立した  
 最近の情報によれば、フランスは佛印三日の対  
 日賠償要求に因り佛印三國に代って申入  
 れを行うとの事である。フランスは日本に対しすは  
 石印入を執行したかどうかが、

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0542

0028

(4) 行つたところ、その賠償要求の中、何等  
 の國に對しに關連する事項を合意せよとかが  
 二、三書記官の談話によれば、わが國の降伏時  
 時、國府軍は、仙印北部地帯に進駐したが、石連  
 駐に伴ひ、口府政村機關を以ては、同高社が進出  
 活動した。右進駐地帯を撤收し、<sup>その後</sup>ランス側は引渡  
 す際、口府側の撤收した資産についで、中國、ソウ

外務省

一、又兩國間にある種の合意(内容不明)が、或る  
 し、その合意に基づいて、中、仙混合委員会が設  
 置され、清算事務が行われ、ことになった。しかし、  
 その後、間もなく胡志明 軍の進出により、石中  
 仙混合委員会は所期の目的を達成せず、業々  
 半にして解散した。

外務省

更に崔吉池官長、中國側の1の1、口の二点を



才が在東地官の説明によれば仏印之國には伊  
 □の領事館があり従来フランス領と接觸して来た  
 品迄、三□は形式上にせよ樹立したためフランス  
 領と三□と交渉すべきであるとの懸念を執るに取  
 りあらず、一才、右三國領は能立とすとも何も承知  
 してソウありぬ、フランスに照会して欲しいと述べ、  
 この間にあつて  
 中口領は非常な困惑に陥つて居るやうであり、他才

外務省

問題に關する理由は、中口領が仏印北東地区  
 で接収した財産に付いても、フランス領が日本  
 に対する賠償要求の中に含まれて居る場合には  
 廻り廻つて日本領が國社領に對して石接収財  
 産の返還をいひ、補償を求めよう来ることには  
 ありはしぬ、かの法廷で實は懸念に居るとの如きを  
 極める言ひはくさるる面持で語つた。

外務省

RB'-0542

0030

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

現地在台軍艦内にも前記國行による接收  
 資産はついで關心が高まつてゐるが、已むを得ず  
 日本側に照会するものと有つた次第である由。  
 三、右に對して片山は課長に會われたいと述べるが、  
 片山は駐台公使照會であるが、課長には會われたいと  
 述べる。右の片山より、全く物とところがある  
 ので進つて調査の上、差支えのない限り、右甲出

外務省

の御旨に別うよう努力すると答えておいた。  
 四、右在籍記官の談話中、片山はしつと論理  
 を見失う如き感があつたが、或はフランスから  
 何印三門に對する口利の接收資産の賠償自  
 ら補償責任を問われたいためではなかりかと  
 思われる。

外務省



主信	2	1	3
附属(別添紙)	408		
計			

記録分類 B'3.1.206

以前にも既に大臣の卓上にてお送りなす付済み

ア三長

文書課長 昭和卅一年九月十日

文書課発送日 昭卅一年九月十日

主任 ヤ三長

検査係 (原稿) (消書)

昭和卅一年九月九日 起案

昭卅一年 1月9日 起案

10 14

回覧番号

件名 写送付先 受信人名

件名 陸山大臣PR資料の送付

写送付先 陸山大臣PR資料の送付

受信人名 在りヤカリノ 吉田首相 佐スウハカ 志水領事

発信人名 陸山大臣

到着期限 月 日 日までに必着のこと

この欄は至急信にのみ使用のこと

公信案(甲)

外務省

記帖了

連して 貴地事情に依り 通宣利用ありたい。

一 陸山大臣 (ヤ三長) 陸山大臣 (スウハカ) 領事は各ニ送示

二 Fujiyama: Kishi's True Friend (Japan Times 32.7.24)

三 Gist of Foreign Minister Fujiyama's Replies to various Interpellations made at the Foreign Affairs Committee, House of Representatives, 31 July, 1957

四 Gist of Foreign Minister Fujiyama's Policy Statement before the Press, 9 August, 1957

五 Why I Became Foreign Minister -- Gist of an Article by Akihiro Fujiyama, "Bungei Shunju", September, 1957

六 Foreign Minister Fujiyama Speaks on Economic Diplomacy, from an Article in the "Chuo-Koron", September, 1957

七 A Profile of Mr. Akihiro Fujiyama, by Ipppei Fukuda, political commentator

八 Mr. A. Fujiyama's Foreign Travels

九 An Introduction -- Akihiro Fujiyama, Foreign Minister of Japan, September, 1957

RB'-0542

0032



RB'-0542

0033

September, 1931  
 in introduction -- "Mitsui Bussan Kaisha, Foreign Minister of  
 Mr. A. Williams, a Foreign Minister  
 comments on  
 A. B. Williams of Mr. Williams, a Foreign Minister, by Robert Williams, 1931  
 in article in the "China-Korea," September, 1931  
 Foreign Minister Williams speaks on Economic Diplomacy,  
 Williams, "Foreign Minister," September, 1931  
 Mr. I. Becomes Foreign Minister -- Chief of an article by A.  
 the Press, 9 August, 1931  
 Chief of Foreign Minister Williams, a Policy Statement by  
 Representatives, 21 July, 1931  
 Relations with the Foreign Affairs Committee, House  
 Chief of Foreign Minister Williams, a Reply to a Motion  
 Williams: 1931 and 1932 (Williams 33)

信案 裁案 (2)	外務省
<p>連して貴地事情に依り通商利用ありたい。</p> <p>一 弊(日) (8x10) 種 各 田 各 示 (スラバカ領あり各ニ示)</p> <p>一 記</p>	

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan